

貸与奨学金継続願(編入学)

独立行政法人
日本学生支援機構理事長 殿

下記のとおり編入学しましたので、奨学金貸与の継続をお願いします。
なお、奨学金貸与の継続を願ひ出るにあたり、私は、「確認書兼個人情報情報の取扱いに関する同意書」・「奨学金案内」記載の「個人情報同意条項」、
「貸与奨学金の申込資格」及び「保証委託約款」（機関保証加入の場合）を確認・承認したうえで、署名した「確認書兼個人情報情報の取扱いに関する同意書」を本様式とともに提出します。

【学生記入欄】

■重要事項確認(必須) 奨学金の申込みにあたって、以下の事項を全て確認し、チェック欄にチェックをつけてください。															確認しました		
① あなたは編入前の学校(短期大学・高等専門学校・専修学校専門課程)を2024年4月以降に卒業または修了しましたか。																	☐
② あなたは2025年4月以降に転入校(現在の学校)へ編入しましたか。																	☐
③ 第一種奨学金の貸与を受けていた人が、本様式を提出する場合は、第二種奨学金に変更されて継続されます。																	☐
④ 入学時特別増額貸与奨学金を希望する人は「貸与奨学金継続願(編入学)」と併せて「入学時特別増額貸与奨学金申込書(編入学用)」および添付書類の提出が必要です。																	☐
⑤ 在学中の学業成績や家計状況が基準を満たさない場合、奨学金が受けられなくなることがあります。																	☐
⑥ 奨学金支給中に様々な届出や報告などを求めることがあります。 必要な手続きを行わない場合、奨学金の振込みが遅れたり、止まったりする可能性があります。																	☐
⑦ 貸与奨学金はあなた本人に返還の義務があり、期日までに返還誓約書を提出しなければなりません。 提出しない場合、採用が取り消されます。また、借りる金額が大きいと返す時の負担も大きくなります。 貸与月額は、月々必要となる金額をよく考えて選ぶ必要があります。																	☐
⑧ 貸与奨学金の返還を延滞すると、延滞金が賦課されます。延滞が長くなると法的措置等が行われることがあります。 また、奨学金の返還が困難になった場合は、願出により、毎月の返還額を2/3、1/2、1/3又1/4に減額し返還期間を延長する「減額返還制度」や、一定期間返還期限を先延ばしする「返還期限猶予制度」を利用できる場合があります。																	☐

※黒線太枠内は学生本人が記入してください。

◆基本情報

データ種別		誓約日			性別		本人氏名(カタカナ)														
		年(西暦) 月 日			(該当の数字に○)		※左詰め・「姓」と「名」の間は1マス空ける・濁点(・)等は1マス使用														
4 0 1 0		2 0 2 5			男 女																
					1 3																
学籍番号(学生証の番号)							本人漢字氏名							生年月日							
※左詰め							※左詰め・「姓」と「名」の間は1マス空ける・濁点(・)等は1マス使用							年(西暦) 月 日							

◆学校情報(転出・編出校)

転出校名				編入前の学校の入学年月		前(現)奨学生番号											
				年(西暦) 月													
				2 0		2 0											

◆学校情報(転入・編入校) ※赤線太枠内は転入(編入)校担当者が記入してください。

学校番号		転入(編入)校名				入学時特別増額貸与奨学金 (該当の数字に○)					貸与希望月額 十 万 千 百 十 一		保証区分 (該当の数字に○)		利率の算定方法 (該当の数字に○)	
						希望しない 10万 20万 30万 40万 50万					0 0 0 0		人的 機関		利率 固定方式 見直し方	
						0 1 2 3 4 5					0 0 0 0		0 1		1 2	
区分	学部・学科・分野 コード※右詰め	貸与始期 年(西暦) 月		貸与終期(予定) 年(西暦) 月		学種	学細	貸与種別	採用種別	昼夜課程 (該当の数字に○)	修業年限	通学別 (該当の数字に○)	編入学年	編入学年月日 年(西暦) 月		
		2 0 2 5 0 4		2 0 0 3		4	0	8	6	昼 (昼夜開講含む)	0	自宅 自宅外		2 0		
										1 2		1 2				

◆口座情報

奨学金振込口座 (該当の数字に○)					金融機関情報を記入										ゆうちょ銀行				
					※振込口座は「奨学生本人名義」の普通預金口座(ゆうちょ銀行は通常貯金口座)に限ります。 ・「0 ゆうちょ銀行」を選択した方 ・「1～4 ゆうちょ銀行以外の金融機関」を選択した方										記号※左詰め 番号※右詰め				
ゆうちょ銀行 銀行(ゆうちょ銀行以外) 信用金庫 労働金庫 信用組合															1 0 1				
0 1 2 3 4																			
金融機関名(カタカナ)※左詰め										ゆうちょ銀行以外の金融機関									
										店名(カタカナ)※左詰め									
										支店 出張所									
										店番号									
										預金種目									
										普通(総合)									
										口座番号※右詰め									

【学校担当者記入欄】

上記のとおり、編入学により本学に転入したことを証明し、願出は適当と認めます。

転入(編入)校の証明

年 月

学校名

学校長

電話番号

担当者氏名

ご提供いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、機構の奨学金支給業務及び奨学金貸与業務(返還業務を含む。)及び在籍する学校での授業料等減免業務のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報(奨学金の返還状況に関する情報を含む。)が、学校、金融機関、文部科学省及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。機関保証加入者については、機構が保有する個人情報のうち保証管理に必要な情報が保証機関に提供されます。また、行政機関及び公益法人等から奨学金の重複受給の防止等のために照会があった場合は、適正な範囲内においてあなたの情報が提供されます。

「貸与奨学金継続願(編入学)」について
大学へ編入学後に第二種奨学金の継続貸与を希望する場合

対象者	継続貸与を認める条件	貸与期間	編入学した大学への提出書類
・短期大学 ・高等専門学校 ・専修学校専門課程で 本機構の奨学生であった 者で卒業又は修了した 者(注1)	①大学が定める編入学 制度に基づいて編入学 したこと ②卒業・修了後1年以内 であること(注1) ③編入学前の奨学金の 「返還誓約書」を提出 していること	編入学年月から 編入校が定める 修業年限の終期 まで	①「確認書兼個人情報情報の取扱 いに関する同意書」 ②様式7 「貸与奨学金継続願(編入学)」 ③在学届(注2) ④「入学時特別増額貸与奨学金申 込書(編入学用)」及び添付書類 (注3)

(注1)卒業・修了が2025年3月であっても、卒業・修了前に「辞退」「廃止」「満期」等によってすでに貸与が終了しており、この貸与終了から編入学年月までの間に1年が経過した者は、対象となりません。

(注2)在学届の提出は、原則としてスカラネット・パーソナルから行ってください。様式で提出する場合は、学校で手続きについて確認してください。すでに提出済の場合は添付不要です。

(注3)入学時特別増額貸与奨学金を希望する場合は、「入学時特別増額貸与奨学金申込書(編入学用)」に加え、「入学時特別増額貸与奨学金に係る申告書(在学大学等・大学院共通)」と「国の教育ローン」を融資できない旨を記載した日本政策金融公庫発行の通知文のコピー(圧着はがきの場合は宛名面のコピーも併せて添付してください)」の提出が必ず必要です。

○利率算定方法の選択について

①利率固定方式

貸与終了時に、奨学金の交付に充てた資金の借換えに充てる固定利率の財政融資資金の利率が返還完了まで適用されます。

将来、市場金利が上昇した場合も、市場金利が下降した場合も、返還利率は変動しません。

②利率見直し方式

貸与終了時は、奨学金の交付に充てた資金の借換えに充てる5年利率見直しの財投の利率が適用されます。その後返還期間中の概ね5年ごと(減額返還が適用されている期間の月数を2で除した月数及び返還の期限を猶予されている期間を除く)に各時点の財投の利率が適用されます。

将来、市場金利が上昇した場合は、貸与終了時の利率より高い利率が適用されます。

一方、市場金利が下降した場合は、貸与終了時の利率より低い利率が適用されます。

※ 裏面も確認してください ※

「貸与奨学金継続願(編入学)」について

○振込口座について

「貸与奨学金継続願(編入学)」記入時に、あなた本人名義の口座がわかるものを手元に用意し、誤りのないよう記入してください。

○振込口座についての注意点

- ①あなた本人の預・貯金口座ですか(あなた本人以外の口座は使用できません)。
- ②銀行等の普通預金又は、ゆうちょ銀行の通常貯金口座ですか。
- ③「貸与奨学金継続願(編入学)」に記入した本人氏名(カタカナ)と口座名義人(カナ)が同じですか。
- ④金融機関名、店名、店番号及び口座番号(ゆうちょ銀行以外の場合)、又は記号と番号(ゆうちょ銀行の場合)は正しいですか。(注1)
- ⑤この通帳は、1年以内に記帳できましたか(＝休眠口座になっていない、かつ、解約していない口座である)。
- ⑥農協、信託銀行、外資系銀行、SBI新生銀行、あおぞら銀行、インターネット専業銀行、コンビニ銀行、NISA口座等は振込みできません。(注2)

(注1) 3か月以内に新設の支店は選択できない場合があります。

(注2) 一部の信用組合は振込みできません。

(注3) 機構の取扱金融機関のインターネット支店は可能です。

○ゆうちょ銀行の例

- ・ゆうちょ銀行の場合、「記号」及び「番号」を記入します。
- ・「記号」と「番号」の間に数字がある場合、その数字は記入しないでください。

例 1○○○○0-1-○○○○○○○○○1
(5桁) ↑ (最大8桁)
 記入しない

- ・「店名」や「口座番号」は使用しませんので、十分注意してください。

○ゆうちょ銀行以外の金融機関の例

- ・「金融機関名」、「店名」、「店番号」及び「口座番号」を記入します。
- ※類似した名称には注意し、誤りのないよう記入してください。
- 例 「埼玉りそな銀行」と「りそな銀行」、「信用金庫」と「信用組合」、「○○支店」と「○○駅前支店」など

ゆうちょ銀行

記号: 1****0 番号: ****1

お名前: キョウダウ

株式会社ゆうちょ銀行 (金融機関コード: 19900)

店舗所在地: 東京都千代田区千代田1-1-1 株式会社ゆうちょ銀行

この口座を他金融機関からの振込みの受取口座として利用される際は、
この内容をご指定ください。
【店名】一丸ハク読み イチキコウハチ
【店番】198 【預金種目】普通預金 【口座番号】0123456

普通預金

銀行

お名前: キョウダウ

金融機関名: ××銀行

店名: ××支店

口座番号: ××××××××

※ 表面も確認してください ※

必ず裏面の約款も両面コピーしたものを使用してください。

(貸与 編入学)

貸与

〔貸与奨学金〕確認書兼個人情報取扱いに関する同意書

提出用(表面)

〔大学〕

独立行政法人

日本学生支援機構理事長 殿

私は、大学へ編入学したことにより、独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という）の奨学金の継続貸与を願ひ出るにあたり、奨学金案内の記載内容及び以下に記載の貸与申込の条件、個人情報取扱いに関する各同意条項、機構の諸規程並びに裏面記載事項について、確認し、同意のうえ、返還することを確約し、本確認書兼個人情報取扱いに関する同意書を提出します。また、機構に提出した個人番号については、裏面記載の範囲で機構が利用することに同意します。機関保証を受ける場合には、保証機関（公益財団法人日本国際教育支援協会）に支払うべき保証料は、機構が奨学金の交付の際にあらかじめ貸与金額から差し引いて支払うこととしてください。

*必ず本人が記入してください。

奨学金申込時の申込ID (注)		提出年月日(西暦)										
		年 月 日										
本 人	学 校 名		学部・課程・分野		学科・専攻・研究科		学籍(学生証)番号					
							ここに記入					
氏 名	フリガナ	現住所		電話番号(自宅)		電話番号(携帯)						
	漢字											
生年月日		西暦		年 月 日		性別(任意)		男 ・ 女				

※飛び級等で、申込者本人（あなた）が未成年（18歳未満）の場合は、親権者欄のある書式に記入が必要です。書式については学校へお問い合わせください。

(注) 編入学前の学校で貸与を受けていた貸与奨学金の申込時における申込IDを記入してください。

申込IDはZD又はYDで始まる10桁の英数字です。不明な場合は空欄で構いません。

【個人情報取扱いに関する同意条項】 機構における、個人情報情報機関への登録及び利用は、貸与奨学金の返済を延滞した場合のみ行います。

(個人情報情報の利用・登録等)

1. 私は、貸与奨学金の返済が延滞した後は、下記の個人情報（その履歴を含む）が機構が加盟する個人情報情報機関に登録され、同機関及び同機関と提携する個人情報情報機関の加盟会員によって自己の与信取引上の判断（返済能力又は転居先の調査をいう。ただし、返済能力に関する情報については返済能力の調査の目的に限る）のために利用されることに同意します。また、私は、延滞した後は、機構が加盟する個人情報情報機関及び同機関と提携する個人情報情報機関に私の個人情報（当該各機関の加盟会員によって登録される契約内容、返済状況等の情報のほか、当該各機関によって登録される破産等の官報情報等を含む）が登録されている場合には、機構がそれを債権管理（転居先の調査を含む）のために利用することに同意します。

個 人 情 報	登 録 期 間
氏名、生年月日、性別、住所（郵便不著の有無等を含む）、電話番号、勤務先等の本人情報	下記の情報のいずれかが登録されている期間
貸与金額、貸与日、最終返済日等の本契約の内容及びその返済状況（延滞、代位弁済、強制回収手続、完済等の事実を含む）の情報	延滞発生から本契約期間中及び本契約終了日（完済していない場合は完済日）から5年を超えない期間
機構が加盟する個人情報情報機関を利用した日及び本契約又はその申込みの内容等	当該利用日から1年を超えない期間
官報の情報	破産手続開始決定を受けた日から7年を超えない期間
登録情報に関する苦情を受け調査中である旨の情報	当該調査中の期間
本人確認資料の紛失・盗難等の本人申告の情報	本人から申告のあった日から5年を超えない期間

2. 私は、前項の個人情報が、その正確性・最新性維持、苦情処理、個人情報情報機関による加盟会員に対する規則遵守状況のモニタリング等、個人情報の保護と適正な利用の確保のために必要な範囲内において、個人情報情報機関及びその加盟会員によって相互に提供又は利用されることに同意します。
3. 前2項に規定する個人情報情報機関は次のとおりです。各機関の加盟資格、会員名等は各機関のホームページに掲載されています。なお、個人情報情報機関に登録されている情報の開示は、各機関で行います（機構ではできません）。
- ①機構が加盟する個人情報情報機関：全国銀行個人情報センター <https://www.zenginkyo.or.jp/pcid/>
- ②同機関と提携する個人情報情報機関
- ・ ㈱日本信用情報機構 <https://www.jicc.co.jp/> ・ ㈱シー・アイ・シー <https://www.cic.co.jp/>
- (代位弁済後の情報提供について)
4. 私は、機構に対し、私が保証委託契約を締結した委託先から機構が代位弁済後の完済等の情報を取得し、これを個人情報情報機関に提供することを依頼し、その情報が個人情報情報機関に登録されることに同意します。

左記の個人情報情報機関では、本書面の書き方を含め奨学金に関するご質問にはお答えできません。

ご記入いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、奨学金貸与業務（返還業務を含む）のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報（奨学金の返還状況に関する情報を含む）が、学校、金融機関、文部科学省及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。機関保証加入者については、機構が保有する個人情報のうち保証管理に必要な情報が保証機関に提供されます。また、行政機関及び公益法人等から奨学金の重複受給の防止等のために照会があった場合は、適正な範囲内においてあなたの情報が提供されます。

確認書兼同意書は、本人控としてコピーを取り返還誓約書を提出するまで大切に保管してください。

学校番号

--	--	--	--	--	--	--	--

25.04

黒又は青の摩擦等で消えないボールペンを使って記入してください。

提出用(裏面)

[illegible][illegible]

- ② 選考方式として所定選考方式を選択した場合は、機関保証を選択することが必ず必要です。選考方式の変更を提出した際に受ける保証が人的保証の場合、この選考方式が支払った場合、機関保証に変更する必要があるります。
- ③ 機関保証を選択した場合は、機関保証の次の条件に同意する必要がありますと確実を付し、その者の氏名、住所等を本会以外の機関先とて届けなければならないものと定めています。
- ④ 選考方式として所定選考方式及び機関保証を選択し、機関中に選考委員会又は保証人を選出した場合は、機関保証制度の変更を申し出ることも可能です。上記②の人物に代わって、機関保証制度の変更を申し出る人が必要です。

(5) 保証人が保証人として表示した返書は、保証人を定めた期間までに、保証
料を支払ったことを示す返書と見なされず、保証料を徴収されたことと保
証料の支払の拒否を選択した学生は在学中に校舎を卒業して、機構が定める期間までに退学
し、入寮の保証人と見なされません。
② 保証人が保証人と見なされる上押印した返書と提出しなければなりません。退学
保証人にうけつけ、印鑑登録証明書（コピー不可）を添付し、入寮に際しては退学
保証人について、印鑑登録証明書（コピー不可）を添付し、入寮に際しては退学

- (3) 機嫌が定まるまで返還留めを提出しない場合には、採用の時に滞ってしまふことになり、資格を失います。この書類に返還めを提出し、速に返すことになり、資格を失います。
- (6) 個人を推薦提出していない、奨学生が推薦書に「住民票の写し」を添付しなかったりありません。なお、「住民票の写し」は個人番号が記載されていないものとします。
- (7) 奨学生保証人は、本人が未成年者の場合は親類者又は未成年後見人、本人が成年者の場合原則として父母、未成年者である兄弟姉妹又はこれに代わることのある者の生計を全うしてあげていなくてはなりません。奨学生が4歳未満の、親類者、兄弟姉妹、父母、未成年者である兄弟姉妹、これに代わることのある者の生計を全うしてあげていなくてはなりません。
- 【貸与期間の取扱い】

[illegible]

- (9) 第一種奨学金の長期修業課程に在学者の貸与終結率は、通常の課程における標準卒業年度の終結率とします。

者のうち次のいずれかに該当する者とする。

イ 本邦に在留する者であつて、前条第2項の規定した者の出入国管理に関する特別法（平成3年法律第71号）第3条の規定による法定特別在留資格として本邦に在留する者

イ 本邦に在留する者であつて、昭和26年政令第319号別表第2の在留者、日本人の配偶者等又は永住者の配偶者等の在留資格をもって本邦に在留する者又は家族滞在の在留資格をもって本邦に在留する者であつて、次に掲げる条件の全てに該当する者

(ア) 2歳を超え5歳の未だまでに日本国に入国した者

(イ) 日本国の小学校等、中学校等、高等学校等を卒業した者

(ロ) 長が絶たれた者

(イ) 大学の卒業後、就いて引き続き本邦に在留する意思がある者と機構の長が認めた者

ウ 本邦に在留する者であつて、期間その他の条件を総合的に勘案して前号に掲げる者に準する者として機構の長が認めたもの

[illegible]

- (13) 平成30年度以降に入学者が第一種奨学金の貸与を受ける場合は、申込時の収入所得額により、機微が定める基準を満たす場合に自宅又は自宅外月額の最高月額の貸与を受けることができる。
- 第一種奨学金においては、貸与月額は、機微の定める手続により変更することができる。ただし、採用時、自宅外月額の貸与月額を受けていた者が、自宅外月額に変わった場合は選考から第一種奨学金貸与月額が変更（減）の画が出たこととなる。この画を意と奨学金が停止されることとなります（大学例は添く）。

[illegible]

②「利率固定方式」は、貸付終了時に奨学金の交付に充てた資金の借換えに充て

- [illegible]

し方式」に従って算定し、入学時特別増額貸与奨学金並びに増額月極に係る利率は「利率固定方式」又は「利率見直し方式」により算定した利率に基づき機構が定める利率とします。

(17) 第一種奨学金における利率の算定方法の変更は、奨学金の交付期間中、機構が定める決定期間内におけることができません。ただし、第一種奨学金にあわせて入学時特別増額貸与奨学金を受けた者の利率の算定方法は、採用決定後は原則として変更できません。

(19) 奨学生は次の場合、速やかに在学学校長を経て機構に届け出をしなければなりません。

- [illegible]

【返還の方法】

- [illegible]

者については、独立行政法人日本学生支援機構法施行令第5条第5項に定める「支払能力があるにもかかわらず割賦金の返還を著しく怠った」と判断すること等により、一括請求します。

- (9) 口座振替（一口座引）による返済が適当でない場合と機構が判断した場合は、機構は債権者から請求された返済額を減じた返済過剰金が100円未満の場合は、学生支援寄附金として返上する。
- (10) 本人が返済済みの証拠となる書類を提出しなかった場合には債権者が貸付金の未返済分を請求できる。またその際に返済過剰金は債権者に優先して持ち戻されることに同意する。
- (11) 本人が返済済みの証拠となる書類を提出しなかった場合に債権者が貸付金を返済していない返済分を請求できる。またその際に返済過剰金は債権者に優先して持ち戻されることに同意する。
- (12) 本人が返済済みの証拠となる書類を提出しなかった場合に債権者が貸付金を返済していない返済分を請求できる。またその際に返済過剰金は債権者に優先して持ち戻されることに同意する。

(14) 本人、連帯保証人、保証人及び本人以外の連絡先について、住所・氏名・電話番号等に変更があったときは、速やかに機橋に届け出なければなりません。また、機橋に届け出た住所・氏名・電話番号と異なる住所・氏名・電話番号で電話をかけることは、速やかに機橋に届け出なければなりません。

- (15) 本人が海外に滞在中の間に、日本国内で学費や生活費等に相当する資金を有する者がいないと認められ、かつ、本人が犯罪・虐待・経済制裁による帰国できない事情が生じたときは、願い出により再び帰国できる（1回当りの前期学費を3分の2、2期の1/3分、又は4分の1に減額し適用期間に応じた分の返還期間を延長して返還すること）または4分の1に減額し適用期間に応じた分の返還期間を延長して返還すること）を適用することとなります。ただし返還方式で所定連動返還方式を選択した場合は、返還期間を適用することはありません。
- (16) 本人が犯罪・虐待・経済制裁による帰国できない事情が生じたときである場合には、国内外の学校に在学中の場合には、願い出により返還の期限を猶予することがあります。
- (17) 本人が死亡したときは、相続人又は連帯保証人は直ちに死亡した旨を機構に届けなければならないものとします。
- (18) 本人が死亡したとき又は精神若しくは身体障害者となったとき、その奨学金は返還の義務を負うことがありません。ただし、願い出により返還済みの全部又は一部の返還を免除することがあります。
- (19) 大学入学時と併せて募集した第一種奨学金について、在学中に特に優れた業績を挙げたことと機構が認定したときは、賞与期満了時に、その奨学金の全部又は一部の返還を免除することがあります。
- (20) 大学入学前段階の返還を促進するためには、法令の定める業務を遂行するため機構が関係機関等に対して提供することがあります。

[illegible]

3. 採用されなかった場合等の確認書兼同意書の取扱いに係る事項
採用されなかった場合、採用取消になった場合、賞与を受ける前に辞退した場合、この確認書兼同意書は無効となります。なお、その場合確認書兼同意書等は返却いたしません。学校又は機構が責任をもって廃棄いたします。
- その他上記以外の取扱いについては、関係法令及び機構の「賞与奨学規程」その他の諸規程の定めによります。